

兵庫県公報

平成21年1月6日 火曜日 第2044号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 行政書士法に基づく業務停止命令（市町振興課）	1
○ 平成21年兵庫県歯科技工士試験の実施（医務課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（社会援護課）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 家畜人工授精師養成講習会の開催（畜産課）	4
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	5
○ 保安林の指定の予定通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	7
○ 水防法の規定に基づく浸水想定区域の指定（河川整備課）	7
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	13
○ 都市計画の決定についての図書の写しの縦覧（都市計画課）	13
○ 都市計画の変更についての図書の写しの縦覧（同）	14
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
病院局公告	
○ 入札公告（県立こども病院）	17
選挙管理委員会告示	
○ 漁業法に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数	20
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	20
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出	23
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	23
○ 教習指導員審査の実施	25
正 誤	
○ 平成20年7月25日付け兵庫県公報第1999号中	26
○ 平成20年7月29日付け兵庫県公報第2000号中	26

告 示

兵庫県告示第1号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次の行政書士に業務の停止を命じた。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 住所及び氏名
姫路市西夢前台2丁目20番地の3
宮 本 学
- 2 登録番号及び会員番号
日本行政書士会連合会登録番号 99308709
兵庫県行政書士会会員番号 3531
- 3 業務停止期間
平成21年1月7日から6月間



兵庫県告示第2号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成21年兵庫県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時及び場所

種 別	日 時	場 所
学説試験	平成21年2月18日（水） 午前9時30分から	神戸市中央区山本通5丁目7番18号 兵庫県歯科医師会館
実地試験	平成21年2月19日（木） 午前9時30分から	尼崎市南武庫之荘3丁目24番5号 財団法人尼崎口腔衛生センター附属尼崎歯科専門学校

2 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 兵庫県健康福祉部健康局医務課で配布するもの

イ 受験資格を証する書類

(7) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第14条第1号又は第2号に該当する者であるときは、卒業証明書。ただし、平成21年3月に卒業する見込みの者にあつては、卒業見込証明書（卒業後直ちに卒業証明書を提出すること。）

(4) 法第14条第3号に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者である旨を証する書類

(7) 法第14条第4号に該当する者であるときは、厚生労働大臣による受験資格を認定する書類

ウ 写真1枚

出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載したものを兵庫県健康福祉部健康局医務課で配布する台紙に貼り付けること。

なお、県外の学校養成所の卒業（見込）者については、写真と台紙に学校養成所の刻印による割印及び台紙裏面に当該学校養成所長の照合済の証明を受けること。

(2) 提出期限

平成21年1月13日（火）から同月19日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分を除く。）

なお、郵送による受付は行わない。

(3) 提出先

兵庫県健康福祉部健康局医務課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

(4) 手数料

36,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないこと。

なお、受験願書受付後は、手数料を返還しない。

3 合格者の発表

平成21年3月11日（水）午前10時から同月12日（木）午後5時まで合格者の受験番号を兵庫県健康福祉部健康局医務課前に掲示するとともに、兵庫県ホームページに掲載する。

4 受験についての問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局医務課

電話 (078) 341-7711 内線 3254



兵庫県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
谷 勝	ハウコク整骨院	尼崎市東塚口町1-13-10 プリエールJR塚口駅前	平成20年9月10日
本多一成	ホンダ整骨院	同 市蓬川町302-16-105	同 年10月31日
東 康 浩	エデン鍼灸整骨院	同 市杭瀬本町2-12-20	同
加藤孝則	かがやき整骨院	明石市小久保5-8-6	平成20年11月1日
内園秀和	ゆずりは整骨院	伊丹市南本町2-3-3 プレミアル伊丹33-3	同 年9月26日
泉 景 司	鍼灸整骨院 いずみ	同 市北野2-117 リーフ北野102	同 年11月6日
新垣健一	しんがき鍼灸整骨院	同 市昆陽東5-2-84 和田ハイツ102	同 月10日
岡 健太郎	鍼灸マッサージ トラ吉	南あわじ市湊1227-2	同 月5日



兵庫県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
森本晃弘	エデン鍼灸整骨院	尼崎市杭瀬本町2-12-20	平成20年10月31日
内園秀和	ゆずりは整骨院	伊丹市南本町1-2-20 介護ショップゆずりは2階	同 年9月25日



兵庫県告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成20年12月15日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	嵯鹿谷地区	平成21年1月6日から 同月26日まで	加東市役所 東条庁舎



兵庫県告示第6号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 講習会に係る家畜の種類
牛
- 2 開催期日
平成21年2月9日（月）から同年3月6日（金）まで
- 3 開催場所
県立農林水産技術総合センター 加西市別府町南ノ岡甲1533
- 4 講習会の別
家畜人工授精に関する講習会
- 5 受講対象者
家畜人工授精師の免許を取得しようとする者
おおむね30名
- 6 受講科目
 - (1) 学科
 - ア 一般科目
 - (イ) 畜産概論
 - (ロ) 家畜の栄養
 - (ハ) 家畜の飼養管理
 - (ニ) 家畜の育種
 - (ホ) 関係法規
 - イ 専門科目
 - (イ) 生殖器解剖
 - (ロ) 繁殖生理
 - (ハ) 精子生理
 - (ニ) 種付けの理論
 - (ホ) 人工授精
 - (2) 実習
 - ア 家畜の飼養管理
 - イ 家畜の審査
 - ウ 生殖器解剖
 - エ 発情鑑定
 - オ 精液精子検査法
 - カ 人工授精

7 受講手続

受講対象者は、所定の受講願書（最寄りの家畜保健衛生所において交付）に、20,000円の兵庫県収入証紙を貼り付け、戸籍抄本、履歴書を添えて最寄りの家畜保健衛生所へ提出すること。

8 願書の提出期限

平成21年1月23日（金）必着



兵庫県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神戸市東灘区住吉山手六丁目1871の67
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町奥山字矢谷270の1、276、280から282まで、283の1から283の4まで、285、字岩尾364から366まで、字松尾368から370まで、372、374から382まで、字ヒエバタ383から392まで、字ヲトシ393、394、字矢ノ谷399の1、400の1、401の1、402から408まで、409の1、410、411の1、字山中412の1、413の1、414の1、417の1、418の1、419の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市岩津字栗尾2の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字栗尾2の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年1月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年1月6日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 山南多可線	多可郡多可町中区中安田字高河原268番から 同 郡同 町中区森本字上島原216番2まで	旧	6.0から 33.0まで	2,468.0	
		新	6.0から 33.0まで 8.0から 52.0まで	2,468.0 2,481.0	



兵庫県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年1月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年1月6日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 養 父 宍 粟 線	宍粟市一宮町生栖字北山689番9から 同 市一宮町生栖字中垣内397番4まで	旧	5.0から 19.0まで 11.0から 24.0まで	122.0 122.0	予定地
		新	5.0から 19.0まで 11.0から 24.0まで 8.0から 11.0まで	122.0 122.0 127.0	



兵庫県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年1月6日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年1月6日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 妻 鹿 花 田 線	姫路市四郷町山脇字深田551番1から 同 市花田町一本松字正路274番4まで 姫路市四郷町山脇字深田548番から 同 市花田町一本松字正路260番1まで 姫路市花田町一本松字正路260番1から 同 市花田町一本松字正路274番4まで	旧	4.0から 15.0まで 8.0から 41.0まで 6.0から 17.0まで	326.0 127.0 241.0	予定地
	姫路市四郷町山脇字深田551番1から 同 市花田町一本松字正路274番4まで		新	6.0から 41.0まで	



兵庫県告示第13号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定区域

水系名	河川名	区 間	
		上流端	下流端
加古川水系	美囊川	(主) 西脇三田線 (若宮橋)	(主) 加古川小野線 (美囊川橋)

加古川水系	野間川	多可郡多可町八千代区（俵田橋）	西脇市と多可郡多可町の境
加古川水系	杉原川	多可郡多可町加美区豊部（大平橋）	西脇市と多可郡多可町の境
加古川水系	東条川	加東市少分谷	国道175号（小野大橋）
		篠山市今田町黒石字へノ坪767番地先（猪ノ谷橋）	篠山市と三田市の境
加古川水系	宮田川	篠山市栗柄字籠畑の坪80番地先	篠山川合流点
千種川水系	千種川	赤穂郡上郡町と佐用郡佐用町の境	海に至る
岸田川水系	久斗川	美方郡新温泉町久斗字本谷860番の2地先（焼尾谷川合流点）	岸田川合流点
大栃川水系	大栃川	美方郡新温泉町諸寄地先（下戸町川合流点）	海に至る
矢田川水系	湯舟川	美方郡香美町村岡区福岡地先（八井谷川合流点）	矢田川合流点

2 縦覧場所

河川名	縦覧場所	
美囊川、野間川、杉原川、東条川（小野市内及び加東市内に係るもの）	県土整備部土木局 河川整備課	北播磨県民局県土整備部社土木事務所
千種川		西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所
久斗川、大栃川、湯舟川		但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所
東条川（篠山市内に係るもの）、宮田川		丹波県民局県土整備部柏原土木事務所



兵庫県告示第14号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和久(1)Ⅱ (102010146)	姫路市網干区和久 揖保郡太子町糸井（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所、姫路市役所及び太子町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第15号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北朝霧丘(1)Ⅰ (104000002)	明石市北朝霧丘1丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
大蔵谷(1)Ⅰ (104000003)	明石市大蔵谷(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
山下町Ⅰ (104020004)	明石市山下町(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷八木(1)Ⅰ (104000005)	明石市大久保町谷八木(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷八木(2)Ⅰ (104000006)	明石市大久保町谷八木(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
江井島(1)Ⅰ (104000007)	明石市大久保町江井島(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
大窪Ⅰ (104000008)	明石市大久保町大窪(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
東野町(1)Ⅰ (104000009)	明石市東野町(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
江井島(2)Ⅰ (104000010)	明石市大久保町江井島(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
金ヶ崎Ⅰ (104000011)	明石市魚住町金ヶ崎(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
東野町(2)Ⅰ (104000013)	明石市東野町(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
太寺Ⅰ (104000014)	明石市太寺3丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
西脇Ⅰ (104000015)	明石市大久保町西脇(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
北朝霧丘(2)Ⅱ (104000016)	明石市北朝霧丘1丁目(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
人丸町Ⅱ (104000017)	明石市人丸町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤江Ⅱ (104000018)	明石市藤江(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
八木(1)Ⅱ (104000019)	明石市大久保町八木(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
八木(2)Ⅱ (104000020)	明石市大久保町八木(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
八木(3)Ⅱ (104000021)	明石市大久保町八木(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
江井島(3)Ⅱ (104000022)	明石市大久保町江井島(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
江井島(4)Ⅱ (104000023)	明石市大久保町江井島(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊

江井島(5)Ⅱ (104000024)	明石市大久保町江井島 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
八木(4)Ⅲ (104000025)	明石市大久保町八木 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
八木(5)Ⅲ (104000026)	明石市大久保町八木 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
八木(6)Ⅲ (104000027)	明石市大久保町八木 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
江井島(6)Ⅲ (104000028)	明石市大久保町江井島 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
江井島(7)Ⅲ (104000029)	明石市大久保町江井島 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図27までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所及び明石市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第16号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北山(1)Ⅰ (117000001)	高砂市阿弥陀町北山 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
北山(2)Ⅰ (117000002)	高砂市阿弥陀町北山 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
魚橋(2)Ⅰ (117000003)	高砂市阿弥陀町魚橋 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩市Ⅰ (117000004)	高砂市米田町塩市 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
竜山(1)Ⅰ (117000005)	高砂市竜山一丁目 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
竜山(2)Ⅰ (117000006)	高砂市竜山一丁目 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
生石Ⅰ (117000007)	高砂市阿弥陀町生石 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
中筋(1)Ⅰ (117000008)	高砂市中筋五丁目 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
中筋(2)Ⅰ (117000009)	高砂市中筋五丁目 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
地徳(1)Ⅰ (117000010)	高砂市阿弥陀町地徳 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊

阿弥陀(1) I (117000011)	高砂市阿弥陀町阿弥陀 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
阿弥陀(2) I (117000012)	高砂市阿弥陀町阿弥陀 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾根(1) I (117000013)	高砂市曾根町 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾根(2) I (117000014)	高砂市曾根町 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾根(3) I (117000015)	高砂市曾根町 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾根(4) I (117000016)	高砂市曾根町 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
牛谷(1)(1) I (117000017)	高砂市北浜町牛谷 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
北脇(1) I (117000018)	高砂市北浜町北脇 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
西浜(1) I (117000019)	高砂市北浜町西浜 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
西浜(3) I (117000021)	高砂市北浜町西浜 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
牛谷(1)(2) I (117000022)	高砂市北浜町牛谷 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
地徳(2) I (117000023)	高砂市阿弥陀町地徳 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
地徳(3) I (117000024)	高砂市阿弥陀町地徳 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
阿弥陀(3) I (117000025)	高砂市阿弥陀町阿弥陀 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
竜山(3) I (117000026)	高砂市竜山一丁目 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
竜山(4) I (117000027)	高砂市竜山一丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾根(5) I (117000028)	高砂市曾根町 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
阿弥陀(4) I (117000030)	高砂市阿弥陀町阿弥陀 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
竜山(5) II (117000031)	高砂市竜山一丁目 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
中筋(3) II (117000032)	高砂市中筋五丁目 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
阿弥陀(6) II (117000033)	高砂市阿弥陀町阿弥陀 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
阿弥陀(7) II (117000034)	高砂市阿弥陀町阿弥陀 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊

牛谷(2)Ⅱ (117000035)	高砂市北浜町牛谷(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
牛谷(3)Ⅱ (117000036)	高砂市北浜町牛谷(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾根(6)Ⅱ (117000037)	高砂市曾根町(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
北池Ⅲ (117000038)	高砂市阿弥陀町北池(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
竜山(6)Ⅲ (117000039)	高砂市竜山一丁目(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
竜山(7)Ⅲ (117000040)	高砂市竜山二丁目(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
地徳(4)Ⅲ (117000041)	高砂市阿弥陀町地徳(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾根(7)Ⅲ (117000042)	高砂市曾根町(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾根(8)Ⅲ (117000043)	高砂市曾根町(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
西浜(6)Ⅲ (117000044)	高砂市北浜町西浜(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
魚橋(3)Ⅲ (117000045)	高砂市阿弥陀町魚橋(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
西浜(7)Ⅲ (117000046)	高砂市北浜町西浜(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
地徳川(1)Ⅰ (217000001)	高砂市阿弥陀町地徳(別図45のとおり)	土石流
地徳川(2)Ⅰ (217000002)	高砂市阿弥陀町地徳(別図46のとおり)	土石流
地徳川(3)Ⅰ (217000003)	高砂市阿弥陀町地徳(別図47のとおり)	土石流
中所川(1)Ⅰ (217000004)	高砂市阿弥陀町阿弥陀(別図48のとおり)	土石流
中所川(2)Ⅰ (217000005)	高砂市阿弥陀町阿弥陀(別図49のとおり)	土石流
阿弥陀川Ⅰ (217000006)	高砂市阿弥陀町阿弥陀(別図50のとおり)	土石流
牛谷Ⅰ (217000007)	高砂市北浜町牛谷(別図51のとおり)	土石流
長尾川(1)Ⅰ (217000008)	高砂市阿弥陀町長尾(別図52のとおり)	土石流
長尾川(2)Ⅰ (217000009)	高砂市阿弥陀町長尾(別図53のとおり)	土石流

北山(1) I (217000010)	高砂市阿弥陀町北山 (別図54のとおり)	土石流
北山(2) III (217000011)	高砂市阿弥陀町北山 (別図55のとおり)	土石流

(別図1から別図55までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所及び高砂市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第17号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西浜(2) I (117000020)	高砂市北浜町西浜 姫路市的形町的形 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
北脇(2) I (117000029)	高砂市北浜町北脇 姫路市大塩町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図2までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所、高砂市役所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画地区計画	青木南地区地区計画
同 市	同 上	ポートアイランド中央地区地区計画
同 市	同 上	ポートアイランド南地区地区計画
同 市	同 上	三宮中央通り沿道地区地区計画
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	松ノ内町地区地区計画
伊丹市	阪神間都市計画特別用途地区	仁川団地地区計画
宝塚市	阪神間都市計画地区計画	北雲雀丘地区地区計画
同 市	同 上	平井山荘地区地区計画
同 市	同 上	
川西市	阪神間都市計画特別用途地区	
同 市	阪神間都市計画地区計画	見野2丁目地区地区計画
同 市	同 上	大和西1丁目地区地区計画
加古川市	東播都市計画地区計画	加古川工業団地地区計画
同 市	同 上	平木地区地区計画
小野市	同 上	王子南地区地区計画

同 市	同 上	福甸町黒岩地区地区計画
姫 路 市	中播都市計画地区計画	書写さくら台地区地区計画
養 父 市	八鹿都市計画火葬場	1号養父市火葬場



兵庫県告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画用途地域	
同 市	神戸国際港都建設計画高度地区	
同 市	同 上	
同 市	神戸国際港都建設計画道路	3. 4. 14号鈴蘭台幹線
同 市	神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業	西神第2地区新住宅市街地開発事業
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	真野地区地区計画
同 市	同 上	西神第2地区地区計画
同 市	同 上	ポートアイランド東地区地区計画
同 市	同 上	三宮駅南地区地区計画
同 市	同 上	三宮西地区地区計画
三 田 市	阪神間都市計画高度地区	
同 市	阪神間都市計画汚物処理場	1号三田市環境センター
同 市	阪神間都市計画地区計画	北摂三田フラワータウン地区計画
同 市	同 上	北摂三田ウッディタウン地区計画
西 宮 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
同 市	阪神間都市計画地区計画	西宮北口駅南地区再開発地区計画
尼 崎 市	阪神間都市計画特別用途地区	
同 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
同 市	阪神間都市計画地区計画	西武庫団地地区計画
伊 丹 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
宝 塚 市	同 上	
川 西 市	同 上	
同 市	阪神間都市計画地区計画	阪急日生ニュータウン（川西市）地区計画
明 石 市	東播都市計画下水道	明石市公共下水道
三 木 市	東播都市計画用途地域	
同 市	東播都市計画道路	3. 4. 661号別所岩宮線ほか1路線
同 市	東播都市計画地区計画	ひょうご情報公園都市第1工区地区計画
姫 路 市	中播都市計画公園	4. 4. 110号書写東公園
た つ の 市	中播都市計画下水道	たつの市公共下水道
同 市	同 上	御津町公共下水道
同 市	同 上	揖保川町公共下水道
同 市	同 上	新宮町公共下水道
赤 穂 市	西播都市計画道路	3. 4. 554号有年駅北線ほか1路線
上 郡 町	西播都市計画下水道	
加 東 市	東条都市計画用途地域	上郡町公共下水道

同 市	東条都市計画地区計画	南山地区地区計画
朝 来 市	和田山都市計画下水道	朝来市公共下水道
南あわじ市	南淡都市計画下水道	南あわじ市公共下水道
丹 波 市	春日都市計画下水道	丹波市公共下水道
淡 路 市	北淡都市計画道路	7. 6. 869号区画道路6号線

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ケーズデンキ日生中央パワフル館
 所在地 川辺郡猪名川町松尾台一丁目1-9ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 オリックス不動産株式会社
 代表者の氏名 西 名 弘 明
 住所 東京都港区浜松町二丁目4番1号
- 3 変更事項
 大規模小売店舗の氏名及び所在地
 ア 変更前
 名称 (仮称) 日生中央ショッピングセンター
 所在地 川辺郡猪名川町松尾台一丁目1-9ほか
 イ 変更後
 名称 ケーズデンキ日生中央パワフル館
 所在地 川辺郡猪名川町松尾台一丁目1-9ほか
- 4 変更年月日
 平成20年12月4日
- 5 届出年月日
 平成20年12月5日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
 (2) 縦覧期間
 平成21年1月6日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 平成21年5月7日
 (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ジョイパーク加古川
 - 所在地 加古川市尾上町今福字横見通71番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 - 代表者の氏名 岡 松 寿 治
 - 住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 - 代表者の氏名 山 崎 暢 之
 - イ 変更後
 - 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 - 代表者の氏名 岡 松 寿 治
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社和光ヤマダ電機	鎌 田 敬 一	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
日本トイザラス株式会社	田 崎 學	川崎市幸区堀川町580番地
株式会社アライ	新 居 堯 夫	加古川市尾上町旭一丁目48番18号
 - イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社関西ヤマダ電機	板 倉 晴 彦	群馬県高崎市栄町1番1号
日本トイザラス株式会社	モニカ・メルツ	川崎市幸区堀川町580番地
有限会社ラインナップ	家根谷 忠	神戸市中央区布引町三丁目1番18号
株式会社スタジオアリス	本 村 昌 次	大阪市北区梅田一丁目8番17号
- 4 変更年月日
 - 3の(1)：平成19年7月6日
 - 3の(2)：平成20年4月24日ほか
- 5 届出年月日
 - 平成20年12月5日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
 - 平成21年1月6日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 - 平成21年5月7日
 - (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年1月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ソリオ宝塚
 所在地 宝塚市栄町二丁目127番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
阪急電鉄株式会社	角 和 夫	大阪府池田市栄町1番1号

 外16者
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 ア 変更前
 午前9時から午後8時まで
 イ 変更後
 午前9時から午後8時30分まで
- 4 変更年月日
 平成20年12月1日
- 5 届出年月日
 平成20年11月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
 (2) 縦覧期間
 平成21年1月6日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 平成21年5月7日
 (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年1月6日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立こども病院長 丸 尾 猛

- 1 調達内容
 (1) 購入物件及び数量

放射線情報管理システム 一式

(2) 購入物件の特質等

購入物件の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成21年3月25日（水）

(4) 納入場所

県立こども病院 神戸市須磨区高倉台1-1-1

(5) 入札方法

上記(1)の物件について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札書の受領期限までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物件を納入することができる者と認められた者であること。

(6) 購入システムに係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入システム又は類似のシステムに関して過去5箇年以内に納入実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1

県立こども病院総務部経理課

電話（078）732-6961

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年1月6日（火）から同月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申込書の受付期間

平成21年1月7日（水）から同月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成21年2月17日（火）午前10時 県立こども病院 母と子の教室

(5) 入札書の受領期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成21年2月16日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を、平成21年2月16日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入

札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成21年2月16日（月）午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成21年1月20日（火）午後4時までに上記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成21年2月23日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Maruo, Director of Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Radiology Information System 1set

(3) Delivery period: March 25, 2009

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 January 20, 2009
- (6) Deadline for tender:
17:00 February 16, 2009 by mail
10:00 February 17, 2009 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Administration Division, Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital, 1-1-1
Takakura-dai, Suma-ku Kobe-city, Hyogo Prefecture 654-0081
TEL (078) 732-6961

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成21年1月6日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

兵庫県瀬戸内海海区	2,834
但馬海区	353



兵庫県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成21年1月6日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

1 政治団体の設立の届出

(1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
尼崎の未来を考える会	得本 嘉三	山田 佳奈美	尼崎市東園田3丁目78-18

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
		新	旧
自由民主党市川町支部	会計責任者	中岡 都	村田 志津子
		自由民主党香寺町支部	主たる事務所の所在地
自由民主党兵庫第九選挙区支部	代表者	渡辺 清和	
		国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員

国民新党兵庫県第9選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党兵庫県第10区総支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党兵庫県第2区総支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党兵庫県第8区総支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党兵庫県第11区総支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党兵庫県第3区総支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党兵庫県第9区総支部	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
岡田康裕を支援する会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 岡田 康裕、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
岡田やすひろ後援会	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 岡田 康裕、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
おなか利治はげます会	代 表 者	新	茶谷 紀元
		旧	崎野 義堯
元気な養父市をつくる会	主たる事務所の所在地	新	養父市八鹿町九鹿424
		旧	養父市八鹿町八鹿1893-3

神戸再生の会	国会議員関係 政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係 政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 向山 好一、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
小柳ひさし後援会	代 表 者	新	衣笠 哲雄
		旧	後藤 次郎
真悟の会・兵庫	国会議員関係 政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係 政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 西村 真悟、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
税理士による鴻池祥肇後援会	国会議員関係 政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係 政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 鴻池 祥肇、参議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
どい隆一をはげます会	国会議員関係 政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係 政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 土肥 隆一、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
西村やすとし後援会	国会議員関係 政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係 政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 西村 康稔、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
阪神政経研究会	国会議員関係 政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係 政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 宮本 一三、衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
平木ひろみ後援会	主たる事務所 の所在地	新	神戸市中央区港島1-1-9-407
		旧	神戸市中央区楠町1-1-1
ひろせ栄後援会	主たる事務所 の所在地	新	養父市八鹿町九鹿 424
		旧	養父市八鹿町八鹿 1575-1
MELON三田社会活動委員会	代 表 者	新	浅居 繁樹
		旧	幾波 孝浩
	会 計 責 任 者	新	幾波 孝浩
		旧	芝田 英正

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

名称	代表者氏名	解散年月日
民 主 党 神 戸 市 中 央 区 支 部	小池 啓納	平成20年10月31日

(2) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
生き生き養父市をつくる浜みちお後援会	濱 八重子	平成20年10月31日
大山 か ず あ き 後 援 会	大山 和明	平成20年11月14日
岡田 や す ひ ろ を 応 援 す る 白 陵 の 会	濱田 忠彦	平成20年11月28日
北 元 次 郎 後 援 会 (元 気 会)	前田 栄一	平成20年11月1日
誠 心 会	浜本 律子	平成20年10月31日

兵庫県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成21年1月6日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上 寿 浩

1 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
平 木 博 美	神戸市議会議員	平木ひろみ後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区港島1-1-9-407
				旧	神戸市中央区楠町1-1-1

2 資金管理団体の指定の取消しの届出

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
浜 本 律 子	神戸市議会議員	誠心会	神戸市中央区楠町1-1-1	浜 本 律 子	平成20年10月31日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年1月6日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉 修 悟

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

- 2 技能検定員審査の期日
平成21年2月7日(土)
- 3 技能検定員審査の場所
兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続
 - (1) 提出書類
 - ア 審査申請書1通
審査申請書は、平成21年1月6日(火)から同月9日(金)までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。
なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。
 - イ 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証
 - ウ 技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(大型)
 - エ 技能検定員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(中型)
 - オ 技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(普通)
 - カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類
 - (2) 提出期間
平成21年1月6日(火)から同月9日(金)までの午前9時から午後5時まで
 - (3) 提出先
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係
 - (4) 提出方法
原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成21年1月9日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (5) 手数料
 - ア 技能検定員審査(大型)又は技能検定員審査(中型)を受けようとする者にあつては24,700円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては20,500円、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者にあつては14,100円、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては22,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)別表7の部備考2から4までの規定による額とする。
 - イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。
- 5 携行品
運転免許証及び筆記用具
- 6 合格者の発表
平成21年3月3日(火)午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。
なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。
- 7 技能検定員審査についての問い合わせ先
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係
電話(078)912-1628



兵庫県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成21年1月6日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成21年2月7日（土）

3 教習指導員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続**(1) 提出書類****ア 審査申請書1通**

審査申請書は、平成21年1月6日（火）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成21年1月6日（火）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成21年1月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,650円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては12,150円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,500円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては13,300円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成21年3月3日(火)午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628

正 誤

○平成20年7月25日付け(兵庫県公報第1999号)
兵庫県告示第768号(保安林の指定の予定通知)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	下から9	立木の伐採の限度並びに植栽の方法 ・期間及び樹種	立木の伐採の限度



○平成20年7月29日付け(兵庫県公報第2000号)
兵庫県告示第780号(保安林の指定の予定通知)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	下から2	立木の伐採の限度並びに植栽の方法 ・期間及び樹種	立木の伐採の限度